

●「商標審査基準」たたき台案に対する主な指摘事項一覧(第8回)

商標法	提案 番号	ページ	審議	審査基準目次	項目	指摘事項	対応
第3条	6	P.20		第1 第3条第1項	二、第3条第1項柱書	音商標を記載する場合の五線譜と一線譜の考え方	修正
	6	P.21				必ず擬音語又は擬態語と組み合わせて記載	修正
	-	P.33			五、第3条第1項3号	(例)役務「自動車用タイヤの貸与」について「黒色」	例示の削除
	17	P.41			八、第3条第1項6号	色彩のみからなる商標の例示 商品「携帯電話」に「シルバー」の検討	例示を3号に記載
	18	P.42				音商標の3条1項6号の該当例 「パーソナルコンピュータ」について「起動音」	例示を差し替え
第4条	25	P.54		第3 第4条第1項及び第3項	六、第4条第1項第7号	音商標の4条1項7号該当例について、音の記載が多い	既存の基準1に音等を追記
	29	P.79			十六、第4条第1項第18号	不可欠な音の表現の整理	修正
第5条	31	P.84		第4 第5条		5条5項該当例の「本項の規定には該当しないものとする」の表現	修正
	-	P.89		第4 第5条		破線と実線の例示の追加(3条柱書きと同様に)	例示を追加